

要望内容

①地域猫活動申請者を、自治会長（班長）・公民館長ではなく、個人申請に変更していただきたい。

※環境省が自治体へ向けて定めている基本指針では、これまでの動物愛護管理法の改正にあわせて、地域猫に関する記述について「普及啓発の強化や地域猫活動に対する理解の促進等を通じ所有者のいない子犬及び子猫の発生を防止するための取り組みを推進すること」と改正されています。自治会長（班長）・公民館長の意思により、申請不可となっている地域が存在し、繁殖を食い止めることができません。地域の合意や承認による地域猫活動を定めていない基本指針に合わせて「周辺住民への周知、理解を求めること」等の条件による個人申請で、子猫の発生を防止するための迅速な事業展開を求めます。

※自治会長（班長）・公民館長の申請というハードルにより、1件も地域猫申請受付がない保健所も存在し、増えては捨てられるという負の連鎖が続いています。

②県北地区での地域猫出張手術を2ヶ月に1度（年6回）実施していただきたい。

※南北に長い形状の宮崎県では、動物愛護センターまでの移動に片道3時間以上かかる地域も存在します。運搬がネックとなり、地域猫事業、どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業ともに、全く進まない町村に居住する県民のためにも実現していただきたい。

③各保健所において、十分な台数の捕獲器確保、引き取られた猫（負傷猫、幼齢猫等）のケア、および、動物愛護センターで対応できない手術を一般の動物病院にて対応していただくための予算確保を目的とした、ガバメントクラウドファンディングを実施していただきたい。

※民間団体（公益財団法人どうぶつ基金）からの寄付で、以前より捕獲器不足は解消されましたが、すべての保健所へ配備できる台数をそろえていただきたい。

※地域猫登録できない野良猫や、生活困窮者宅で室内繁殖を繰り返す猫の手術等については、どうぶつ基金さくらねこ無料不妊手術事業にて手術可能となっていますが、急を要する場合、動物愛護センターでの対応不可な場合に、一般動物病院で対応していただけるようにしていただきたい。

④飼い主の事情により、居場所を失う猫達、餌をもらえなくなってしまう地域猫達、捨て猫に関するトラブル解決法について、愛護団体・個人ボランティアとの検討会を設けていただきたい。

※飼い猫の引き取り、地域猫トラブル、捨て猫の相談は、愛護団体と個人ボランティア

にも多く寄せられています。地域猫事業の継続的な実施と並行して、これらの問題を解決へと導くことができる対策を講じなければ、クレーム対応に追われる保健所職員の負担は減ることがなく、県民から寄せられる相談への十分な対応が難しい状況が続いてしまうことになります。

(事例)

- ◎飼い主入院のため、保健所へと託された猫達は、保健所と自治体担当課の情報伝達不足、相談不足により、飼い主の願い虚しく殺処分と餓死へとつながりました。
- ◎愛護団体シェルター、地域猫活動ボランティア宅、公園等への捨て猫（多数の猫が一度に捨てられます）が増加しています。
- ◎餌やりさんが亡くなってしまった等の理由で、餌をもらえなくなってしまった猫たちのために、相談を受けたボランティアが支援を募りつつ餌を与えることになるケースが増えています。支援も追いつかず、自己負担が大きくなっていることで疲弊状態に陥っています。

要望書提出者

NPO法人 咲桃虎

NPO法人 のらゼロ都城

NPO法人 カーサ・グランデ しっぽレスキュー

美々津ねこの会

BOX杜の猫

にゃんだふる

高千穂町まち.ねこ共生環境づくり協議会

キャットレスキューの会

北浦猫の会

Me

イエローキャット

イエローツノキャット

三股ニャンずハンター

新富にゃんの園

避妊去勢推進の会&cat[🐾]smile

TNR推進委員会

CAT PERCH

All for cat

順不同